

益田氏系図の研究——中世前期益田氏の実像を求めて——

原 慶 三

はじめに

中世前期石見国に関する研究は史料制約もあってこれまで多くはなかったが、近年、西田友広氏が守護の問題とともに、石見国最大級の勢力を持つ益田氏とその一族について検討を加えた⁽¹⁾。福田栄次郎氏は平安末期～鎌倉初期の益田氏関係文書が検討の余地ありとされ⁽²⁾、これが研究上の課題となっていた。氏は大内氏を通じて幕府の安堵を得るために作成された紛失状案文であり、益田氏の惣領が兼長系から兼久系へ交替したことが、この紛失状案文の作成に関わっているとされた。

この点について論者は、長谷川徳四郎氏の提起を受けて再検討し、福田氏の説かれた南北朝期における「兼長系」から「兼久系」への惣領の交替はなく、山道郷を支配する庶子とされた兼弘が益田氏惣領であったことを明らかにした⁽⁴⁾。ただ、一部の史料の解釈につき疑問が残ったため、成文化を保留していた。この間、井上寛司氏『益田兼見とその時代——益田家文書の語る中世の益田(一)』⁽⁵⁾に論者の見解は引用され、西田氏が周布氏関係の新出史料を併せて益田氏一族の系譜について検討し、福田氏の説いた惣領の移動が事実ではなかったことを確認している。

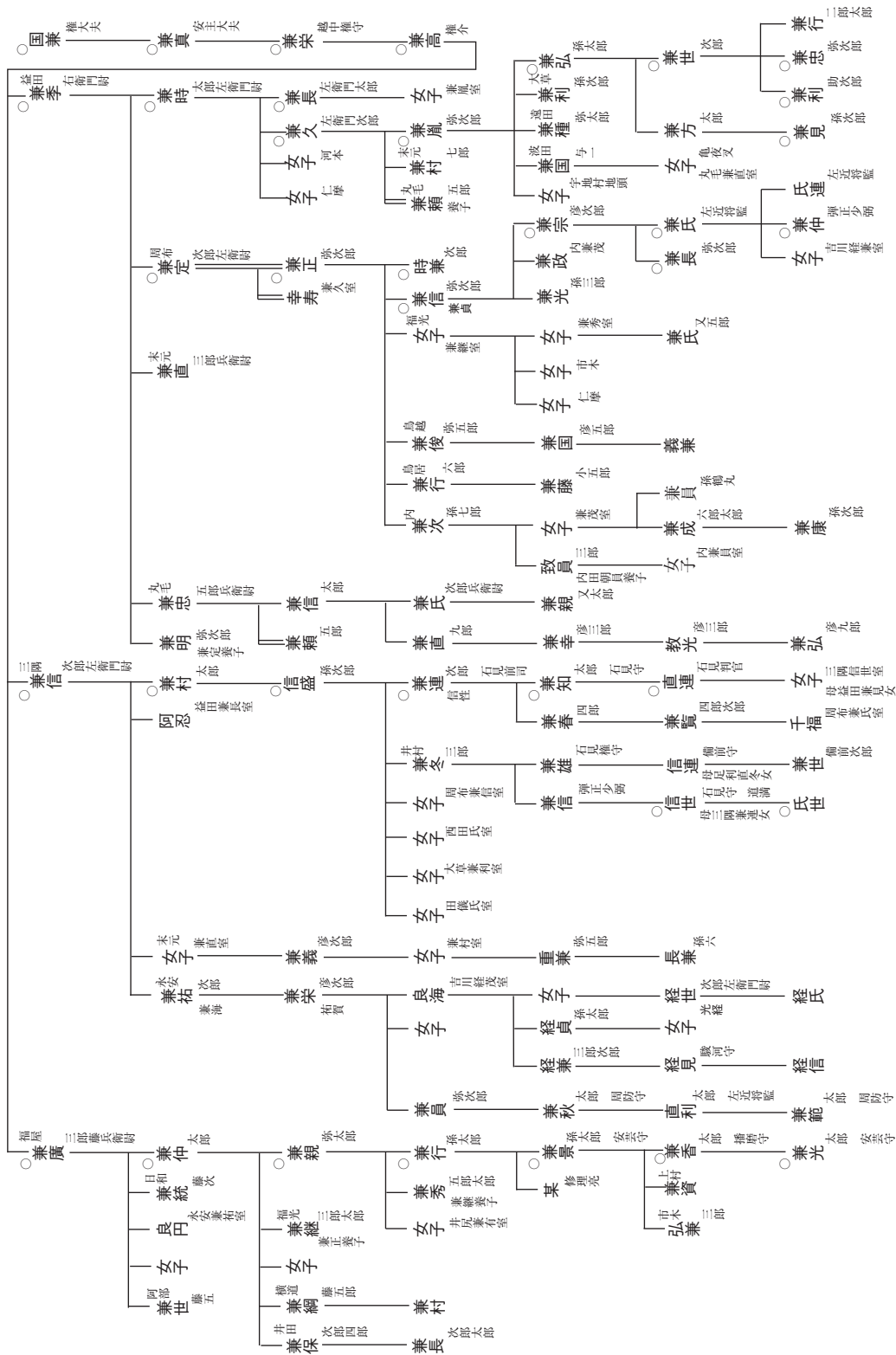
本研究は、関係史料の限られる中世前期の益田氏とその一族について、文書とともに系図史料を活用してその実態にせまろうというもので

ある。系図史料を活用する際の手がかりとして、文書などからわかる所領の伝領について検討したい。また鎌倉期には女性も所領を相続することは珍しくなく、その観点から系図の記述と関係文書を検証したい。ただ、個々の系図の翻刻は紙幅の関係で困難なため、必要な部分のみ引用する。また、中世益田氏全体についての検討は別の機会に譲る。なお、使用する系図の収集については島根大学名誉教授井上寛司氏、東京大学史料編纂所教授久留島典子氏、益田市教育委員会木原光氏の協力をおおいだ。

1 益田氏系図について

益田氏は(系図1)*に示す御神本氏一族の惣領で、三隅・福屋・周布氏などを分出している。

*系図1は以下に述べる各種益田氏系図と古文書の情報を総合してまとめた。その作成過程を示すべきであるが、紙幅の関係で割愛し、掲載時期もおおむね南北朝末までとした。詳細については別の機会に述べたい。その特徴として、女子が一族から養子を迎えて相続した例を明記している点にある。現存する系図では、多くの場合女子の情報は消え、養子を迎えた男子が実子として相続したかのように記されている。また、益田氏・三隅氏・福屋氏・周布氏の歴代惣領を「○」で示



系図1

した。なお、兼(真)実と兼栄の関係は要検討である。

益田氏系図について、福田栄次郎氏は以下の点を指摘された。

一、系図には(ア)藤原鎌足から始めるものと(毛利家文庫系譜類・巨室類・譜録類)、(イ)藤原実頼から始めるもの(系図纂要系)、(ウ)益田氏の祖国兼以降を記すもの(諸家系図纂、群書類従)がある。

二、(ア)が国兼の父を有隆とするのに対して、(イ)は公通とするが、いずれも先祖を藤原氏に仮託しようとした作意によるものである。

三、益田氏に関しては鎌倉中期の益田兼時の子兼長・兼久の位置づけに差がある。(ア)・(ウ)は兄弟とするが、(ウ)では早世したため兼長は継承せず、弟兼久が惣領を継承したと明記する。これに対して(イ)では兼長を兼久の子兼経として記す。

四、兼久以降の兼胤―兼弘―兼久―兼見に至る部分も異同がある。

(ア)・(イ)は兼胤と兼弘を親子とするが、(ウ)は兄弟としている。

五、(ウ)は、(ア)と(イ)の異同を整理して一つにまとめたという感じをうける。このような系図の異同と統合も庶子家であった祥兼(兼見)の系統による「惣領職」継承とかわわっている。また南北朝初期に惣領としてみえる「兼世」は兼見の次の惣領兼世とは別人であり、系図にはみられない、と。

このうち五の惣領職の移動について、これが成り立たないことはすでに述べたが、四についても、今回確認した系図を併せて考えると別の結論を得ることができる。

すなわち、益田の天石勝神社に残る二種類の益田氏系図は、その記載内容から(ウ)系に属する。一本は国兼以降を記し、その内容も詳細で一族についても記す。別本も(ウ)系ではあるが鎌足から記し、内容は簡潔で益田氏のみを記している。前者は元堯(一六五八年没)の子、後

者は元堯の孫兼長(一六八〇年没)までを記す。ところが、両方とも兼胤と兼弘を親子として記している。『諸家系図纂』・『群書類従』に収録されたものが関係線を誤って引いてしまっただけだと思われる(県内にもあり)。ほとんどの系図は兼胤と兼弘を親子としている。

(ア)のうち『譜録』は一七三九年の毛利藩の命令を受けて作成され、益田氏当主は元道(一七四二年没)までを記す。(イ)の『系図纂要』はそれ以前の系図を検証しつつ一九世紀後半に編纂されたものだが、(イ)系に属する益田の万福寺本は廣堯(一七六五)までを記しており、国兼以降は『譜録』との共通性が高い。こうした点から、一七世紀末までの系図の内容を『譜録』作成を契機に見直して成立したのが、一つは『譜録』として提出された国兼以前を一部のみ修正した(ア)系であり、他方が国兼の出自を変更した(イ)系であると考ええる。

以上の前提のもとに、今回調査した系図から特徴的なものを選んでその記載内容の変化について整理したのが〈表1〉である。この中では「御神本三隅氏系図」(竜雲寺蔵、以下では「竜雲寺本」、西田氏論文で翻刻)、「石州益田家系図柿本朝臣」(鈴木真年氏「諸氏家牒」、東大史料編纂所蔵写本、以下では「鈴木氏本」)、「天石勝神社所蔵本」(二本)、「万福寺所蔵本」(周布五四三系譜)、「山口県文書館蔵、以下では「周布五四三」)が福田氏の研究に新たに加えたものである。成立時期が明確な『譜録』を基準として、『譜録』成立前のものをA群とし、『譜録』とその影響を受けているものをB群とした。

益田氏の祖国兼についてA群では「権大夫(太夫)」と記すが、④で「越中守」が付け加えられる。これはB群である⑤『譜録』と⑥益田家所蔵系図(多数あり、代表的なものを掲載)にも受け継がれるが、⑦⑧⑨では「権大夫」とともに省略されている。その一方で⑤以降には「従二位、大納言」と「永久年中」に石見国に下向したことを加える。そう

表1

	系図\人名	国兼	兼実	兼栄	兼高	兼久
A群	①御神本三隅氏系図	権太夫	安主太夫	越中権介	石見権介、押領使、本名兼経	左衛門次郎
	②諸氏家牒・石州益田家系図 柿本朝臣	権大夫、宗季子	案主太夫、季兼	越中権介	石見権介、押領使、元名兼経	左衛門次郎
	③天石勝神社所蔵系図	権大夫、有定子	安主太夫	越中権介	石見権介、押領使、元者兼経	左衛門次郎
	④諸家系図纂・群書類従	権大夫・越中守	安主太夫	越中権介	石見権介、押領使、元名兼経	左衛門次郎
B群	⑤萩藩譜録	定隆子、定通、権大夫、越中守、大納言、永久年中、益田庄一宮之浜	按察使大夫	越中権介	兼恒、兼経、母石州人、権介	左衛門大夫
	⑥益田家所蔵系図	定隆子、定通、権大夫、越中守、大納言、永久年中、益田庄一宮之浜	按察使大夫	越中権介	兼恒、兼経、母石州人、権介	左衛門大夫
	⑦山口県文書館・周布543	有定子、永久四年石見国司、下向国司館、従二位大納言	兼真、従五位下、石見守	越中権介、高津郷下司	兼恒、初兼高、益田権介、石見権介	なし
	⑧系図纂要	公通子、定兼、従二位、大納言、永久年中、益田庄一宮之浜	按察使大夫	越中守	益田権介	左衛門大夫
	⑨万福寺所蔵系図	公通子、定通、従二位、大納言、永久年中、益田庄一宮之浜	按察使大夫、安主大夫	越中守、大納言	兼経、権介	左衛門大夫、吉田小太郎

した中で⑦のみは「永久四年」と具体的に、且つ益田ではなく国司館(伊甘郷)に下向したと記す。A群③は藤原有定の子とするが、B群⑤⑥は有定の孫で、有隆の子とする。②のみは宗季の子とし、国兼以前から石見国で勢力を持っていたとする。

国兼の下向時期についてA群では触れないが、②では二代季兼(兼実)が元暦・文治年間に源氏方となり幕府御家人になったことを記す。次いで三代兼栄が建仁二年(一一〇二)に石見国守護に補任され、四代兼高が益田庄七尾城に居り、建長二年(一一五〇)には閑院造宮にあつたとする。これに対して④は国兼が建仁二年三月に石見国守護に補任され下向したとする。

国兼が藤原有定の子であるならば一二世紀初め頃の人物となり、永久年間下向説と矛盾しないが、成立時期の古い②④にはそれと異なる記述がなされている。一方、一四世紀後半に作成された紛失状案文(益田家文書)からは兼栄・兼高父子は一二世紀後半の人物となる。

二代目兼実について、①④では「案(安)主大夫(太夫)」で一致しているが、⑤⑥⑧⑨は「按察使大夫」となる。⑦のみは「石見守」とする。一方、その名前について②のみは「季兼」とする。

三代目兼栄について、①⑦は「越中権守」で一致しているが、⑧⑨は南北朝期の益田兼見と同じ「越中守」とする。また、⑦は長寛二年(一一六五)に兼栄が長野庄内高津郷下司に補任されたことを記す。長野庄は益田庄と同様、藤原忠通が石見国知行国主であった一二世紀半ばに立券された可能性が高い。保元の乱で、崇徳と忠通の弟頼長が没落したことは長野庄に大きな影響を与えたと思われる(後述)、その一つに益田庄を拠点とする益田氏の長野庄への進出があつたであろう。これにより、それまでの本主と益田氏の間に関係の対立が生まれた。

四代目兼高は、「兼恒」・「兼経」とも記されるが、その名乗順につい

ては系図間で異同がある。A群では「兼経↓兼高」としているが、B群では順番は不明確である。一方、南北朝後期に作成された紛失状案文からは「兼高↓兼経↓兼恒」との順番を読み取ることができる。ここでもA群と異なる理解がなされている。

五代目兼季と六代目兼時については、目立った違いはない。兼時の長子兼長については、益田氏当主を相続したとするものと、早世により継承しなかったとするものがある。またA群では兼久を「左衛門次郎」とするのに対し、B群は「左衛門大夫」とする。

以上のように、系図は大別してA・Bの二群に分かれるが、その中でも特徴的な記述がみられるものがある。①は三隅氏については戦国期の滅亡まで記すが、一族については一四世紀末から一五世紀初頭までを記す。益田氏について他の系図にない記述が残されていることで注目された。また、庶子永安氏について兼栄子で吉川経茂と結婚した良海について、その子と孫も記述していることが特色である。一方、三隅氏自身については女子に関する記述が消え、他氏から養子に迎えた男子が実子であるかのように記す(後述)。

系図②は系図収集家鈴木真年氏(一八三一―一九四)が、同じく収集家加藤直臣氏所蔵の系図を江戸書舖播磨屋・某所旧本で校訂して作成したものである。一族の記述は一五世紀半ばまでと『譜録』より時期が下っている。また益田氏当主については一八世紀末の元宣まで記しているが、益田氏の子孫で戦国期に駿河国に遷った一族を記すのが特徴である。福光氏を福屋氏と周布氏の両方に記すなど①と共通する点もあるが、一方で益田氏については一部に⑤と関係する記述もみられる。このように②には④より古い情報と新しい情報が混在しているが、その最大の特徴は益田氏が柿本氏の子孫であるとする点である。

B群の系図は国兼以降に大きな違いはないが、⑦のみには他にみられ

ない情報が見られる。写された時期は新しいがその内容は注目される。

表には載せていないが、萩市博物館所蔵関係系図についても調査した。I「周布氏系図」、II「益田氏一族系図」、III「周布氏姻族系図」、IV「周布氏一族系図」一、V「周布氏一族系図」二である。

Iは一六世紀末の一四世元兼までを記す。IIIは周布氏二一世定通までの姻族系図で「藤原氏越生家畧系」、「藤原氏田村来原家畧系」、「清和源氏吉見家畧系」、「多多良氏冷泉家畧系」、「宇多源氏宍道家畧系」、「源氏佐世家畧系」、「清水氏畧系」(高松城水攻で知られる宗治以降を記す)からなる。IV・Vは周布氏庶家の系図で、IVが一四世元兼まで、Vは一七世長次と一八世元真の一族を記す。IIを除いたものが広義の周布氏系図となる。筆跡はIIを含め同一で、一八世紀後半までの人物が記されており、この頃、今残っている形にまとめられたものであろう。

『譜録』作成を命じた毛利藩からの命令では、「図書二相見候通、二男三男他を継、或ハ立別家、女子ハ他へ嫁するの類、いづれも書付可被申候」(注7)としており、各家々で調査・確認の上報告がされている。このことがI～Vの系図がまとめられることにつながったのだろう。

IIについては、益田氏庶子の系図で、冒頭の目録部分には兼恒庶子兼信・兼廣と兼季庶子周布氏・末元氏・丸毛氏の系図が記されているが、周布氏については「周布氏系図」と重複し、末元氏については「三隅家畧系」に含まれているためか省略されている。「三隅家畧系」は一八世紀前半の人物まで、「福屋家畧系」は中世末まで、「丸毛家畧系」については一四世紀半ばまでと、記載する時期は区々である。

また、IIIの冒頭の系図目録には、「益田氏系図」は別に「大宗益田氏系図」に見えるため、「三隅氏系図」も「諸族之部」に見えるので載せなかったと記しており、惣領益田氏や三隅氏の同種の系図が存在したことがわかる。「益田氏系図」として注目されるのが「周布五四三」である。

そしてⅡが「諸族之部」ないしはその一部にあたるものではないか。

関連して「益田家枝葉分派目録」(益田家所蔵、東大史料編纂所寄託)は、「兼高分派」(三隅・福屋)から一七世紀後半の「元堯次男」(繁澤就充)までを記す。その内容は『譜録』提出直前の時期にまで及んでおり、『譜録』とともに作成されたものであろう。多数の一族系図を収録しており、これも参考となる。

以上のようにⅠ～Ⅴには、現存する他系図では消されてしまった古い段階の情報が多々記されており、検証して利用することにより、これまで不明であった点の解明に利するところ大である。

2 系図記載の変化について

歴史史料の系図には以下の三側面がみられる。

- 一、事実を後世に残すために作成。
- 二、社会の価値観の変化や系図作成の目的により女性や姻族などの情報が省略される。
- 三、残したくない情報が削除され、時に権威付けのための情報が付加される。

この三側面は、文書であろうと、記録類であろうとも程度の差はあれ同様であり、すべての史料は史料批判を加えた上で総合的に判断して利用することになるが、とりわけ系図史料は編纂物という観点から、二と三の側面が強調されすぎる傾向がある。その一方で、論旨に適合する系図史料が十分な史料批判を欠いたまま利用されることもある。

ただ、系図史料には文書・記録からは伺い知ることのできない情報を提供してくれる場合があり、その利用法についての共通理解が必要となる⁽¹⁰⁾。以上の観点から、これまで益田氏関係史料の中では比較的信憑性の高いとされる「竜雲寺本」の記載を、比較的古い情報を残している萩市

博物館蔵本等と比較検討して、その記述の特色を確認したい。

「竜雲寺本」は、一族の益田氏(一四世紀後半の兼見まで)、福屋氏(一四世紀後半の兼香まで)、周布氏(一五世紀前半の兼旨(宗)まで)は一五世紀初めまで記すのに対して、三隅氏は戦国末期までの当主まで記している。そのため、書継ぐ際に、その時点の価値観に基づき、過去の部分を含めて書き換えられた部分があるのではないか。関連して「竜雲寺本」には、庶子永安氏の「良海」までは女子が記されているが、それ以後は女性に関する記載はない。

『譜録』の場合、三隅氏は一四世紀後半(直連女子)まで記す。女子は直連と益田兼見女子との間に生まれており、その関係で益田氏側に情報が残ったのだろう。「三隅家畧系」では直連女子と信世の二人を記し、女子が信世(三隅弾正少弼兼信の子で、その母は三隅氏惣領兼連の女)を養子に迎えたことを記す。それが「竜雲寺本」では直連女子に関する情報は削除されてしまい信世のみを記す。その後も信世の子盛世が一族兼世の養子となってその跡を継承しているように、三隅氏一族間での婚姻は一五世紀に入っても行われていた。

福屋氏については一五世紀半ばの清兼(八藤丸)まで記すが、清兼も益田兼理女子を妻に迎えている。周布氏は一五世紀前半の兼宗まで記すが、兼宗の妻は益田兼家女子であった。「竜雲寺本」・『譜録』により若干の違いはあり、また益田氏、三隅氏と一族間の個別的関係による違いもあるが、概ね一五世紀初めまでは他の一族についても記録している。この時期までは、御神本氏一族間での婚姻が活発に行われている。

一方、応永六年(一三九九)一月一日と応永十二年(一四〇五)一月一八日の石見国人連署起請文の存在にも注目したい(新出周布文書⁽¹¹⁾)。石見国守護大内氏が幕府に討伐された応永の乱を挟んだ前後の時期にあたり、前者は沙弥道満(三隅信世)・沙弥道兼(益田兼世)・沙弥道賢(周

布兼仲)・藤原義宗(福屋兼光)が、当知行の地をめぐる紛争は守護に訴え、それに対して相手が異議に及ぶ場合は幕府に訴えることを約すとともに、その他のことはすべて四者で談合を行うとしている。南北朝の動乱の中で、それぞれが所領を拡大し上級権力から安堵されていたが、その一方で紛争が生じていたのだろう。福屋義宗(この後兼光に改める)を含めて当主の父が名を連ねているのが注目される。

これに対して後者は、益田兼家(道兼子)・三隅氏世(道満子)・周布兼宗(道賢子)・福屋氏兼(兼光子)に吉見頼弘を加えた五名の国人当主が、お互いの間の問題解決について談合を行うことと、解決が困難な場合のルールを定めている。この前年の応永一年九月には、安芸国で山名満氏に抵抗する国人一揆が結ばれ、同一二年正月には石見国守護山名氏利が安芸国守護の加勢に出陣して不慮の死を遂げている。これに対して山名氏惣領常熙は、山名熙重と石見国守護代人沢を石見国から派遣するとともに、二月以降には石見国人も安芸国へ動員している。そうした状況下で当主により結ばれた一揆であつた。¹²⁾

当時の御神本氏間の婚姻関係を系図で見ると、三隅道満の妻の母は益田兼見女子であり、益田道兼の兄弟であつた。次いで道満の子氏世は益田兼家女子を妻としている。また、周布道賢の母は三隅兼連の孫(兼覧女子)であり、兼宗も益田兼家女子と妻としている。福屋氏の兩人については確認できないが、氏兼の嫡子清兼は益田兼理女子を妻としている。このように、当時の一族間では益田氏―三隅氏を軸にして婚姻関係を結ぶ一方で、一揆が結ばれて利害の調整が行われていた。婚姻関係の背景に同族意識があり、この時点までは各家の系譜には一族の動向も記されていたであろう。

これに対して、応永一二年の一揆に吉見氏が参加していたのが特徴的であるが、以後は一族間にとどまらず、有力な石見国人の間で婚姻関係

が結ばれ、婚姻関係に占める一族の地位は低下していく。

3 紛失状案文について

関係史料の検討・活用の前提として、南北朝期に惣領となつた益田兼見が提出した紛失状案文をどう評価するのかという問題がある。福田氏がこの文書により平安末・鎌倉期の益田氏を語ることに問題があるとされたのを受けて、井上寛司氏が、石見国大田文と併せて紛失状案文について検討された。¹³⁾

その結論は、一つひとつの文書が兼見により作成されたものという意味では偽文書ではあるが、そこで益田兼栄・兼高父子の所領としてみえるものについては、その後の益田・三隅・福屋・周布氏の所領にみえており、福田氏の主張された作為をもって作成されたものとの評価はあたらぬとされた。

益田家文書第一軸の紛失状案文関係文書、並びにこれと関連する第二軸の文書は以下の通りである(末尾の数字は朱書きの貼紙の記載とA・B群の別)。

- 「一」 建武二年七月一七日益田兼世文書紛失証状「十一終」
- 「二」 応安元年五月二日沙弥祥兼文書紛失状「十」
- 「三」 (応安元年) 四月五日道幸文書紛失証状「九」
- 「四」 元暦元年五月日梶原景時下文案「五」 A
- 「五」 元暦元年五月日藤原頼経奉書案「一」 A
- 「六」 元暦元年五月日源義経下文案「六」 A
- 「七」 元暦元年五月日梶原景時下文案「五」 A
- 「八」 元暦元年五月日源範頼下文案「三」 B
- 「九」 元暦元年五月日源範頼下文案「四」 A
- 「十」 元暦二年六月日源義経下文案「七」 B

〔十一〕建仁三年二月日藤原兼季解状案「八」 A
 〔十二〕五月二十七日大江広元奉書案

〔一〕から〔三〕を除いた九通（〔十二〕のみ第二軸）が平安末（鎌倉初期）のもので、それがどこまで事実を反映したものが問題となる。また「八」の末尾と「十一」の冒頭の文書は「安堵外題」と理解されてきたが、どの文書の外題安堵であるかも問題である。

現在、〔四〕から〔十一〕までは年代順に配置されているが、それ以前は付箋の番号順に整理されていたと思われる。そして『益田家文書』⁽¹⁾の編者久留島典子氏は、紙質と筆跡により、〔四〕・〔五〕・〔六〕・〔七〕・〔九〕・〔十一〕（A）と「八」・〔十〕（B）の二グループに分かれ、Aグループが作成された後に、何らかの理由でBの二通が加えられて一巻にまとめられたとした。そのため、「八」の末尾の「安堵外題」について「十一」の冒頭の安堵外題の写しならん」としている。

ただ同一文書である「八」と「九」そのものとそれに付された外題安堵のいずれが完成度が高いかが問題となる。「八」と「九」では「九」の方が明らかに完成度が高い。表現の違いは「八」の「兼榮・兼高父子所領事」が「九」では「所領等事」となっており、「等」の有無のみであるが、「八」には書き損じがあり、本文と所領名の部分のメリハリも「九」と比べて不明瞭である。

外題安堵については、福田氏により时期的な問題点が指摘され、文書そのものの信憑性が疑われた根拠となった。確かにそれまでの下知状による安堵が、文書への「外題安堵」に変わるのは一四世紀初めであるが、幕府成立時の文書を確認すると、義経・頼朝・北条時政が解状に対して「外題安堵」を行っていることが注目される。

〈史料1〉（〔十一〕冒頭）

如解状者、件所々之事、兼経賜故大将殿御下文、無相違令知行云々、

然者任件状、如本可令兼経領知之状、依鎌倉殿仰、下知如件、

左衛門尉平

民部丞藤原判

前大和守源朝臣判

〈史料2〉源義経外題安堵（高野山文書、『高野山文書』四一三）

如解状者、尤不便也、早停止無道狼藉、可令致沙汰也、若又有由緒、可言上子細之状如件、

（花押）

これは寿永三年（一一八四）三月日金剛峯山寺僧徒解に対する安堵である。これと鎌倉後期の外題安堵を比較すると、前者が「如解状者、件……之状如件」（義経・頼朝の直状形式）ないしは「件……之状、依鎌倉殿仰下知如件」（時政の下知状形式）とあるのが一般的であるのに対し、後者は「任此状……依仰下知如件」と定型的で、且つ、前者は年月日なしに署判しているが、後者は年月日を記した上で日下別行に署判を加える形をとっている。

「八」と「十一」の「外題安堵」は、鎌倉幕府成立期の外題安堵として異例のものではない。また、当時、外題を求める側は「……解申進 申文」と申請している。「十一」の外題に続く兼季解状は「石見国藤原兼季申請申文」と記しており、この時期に外題安堵を申請する解状と同様の形式となっている。「八」の外題安堵の末尾は、本文から改行して署判しており、鎌倉後期のそれから年月日をはずした形となっている。一方、『益田家文書』の翻刻では不明確となっているが、写真を見れば、「十一」の冒頭の外題安堵は「如件」と結んだその下から、改行することなく三名が署判をしている。また「八」が頼朝を「故大将殿」と呼ぶのに対して「十一」が「故大将殿」と記す。福田氏が後期の外題安堵から文書を要検討としたのは早計すぎたきらいがある。当時の文

書が失われた中で復元しようとしたものである。

以上のように、鎌倉初期の外題安堵の形式を踏まえているのは「八」であるが、後期の外題安堵（下知状）に近いのは「十一」ということになる。当初作成した「八」を下知状形式の外題安堵により近づけたというものが「十一」で、新しいと言えよう。

最後に外題安堵の具体的時期を比定し、紛失状案文の中の位置づけを明確にしたい。従来から外題安堵は「十一」の兼季解決に対するものとされてきたが、それならなぜ「八」の末尾にもあるのが問題となる。文の内容は兼経（兼高）の申請に対して、兼経は頼朝下文を与えられており、且つ知行に相違なしとして兼経の領知を安堵している。

署判者のうち「左衛門尉平」は梶原景時の嫡子景季、「民部丞藤原」は二階堂行光、「前大和守源朝臣」は源光行に比定でき、この組み合わせが可能なのは梶原景季が父景時とともに正治二年（一一二〇）一月に討伐されているため、頼家が將軍となった建久一〇年と正治二年のみである。なお、「八」には三人とも「在判」とあるが、「十一」には左衛門尉平のみ「判」がない。

以上のように、「兼経」の名と署判者からすると、この外題安堵は二代將軍頼家の執政開始時期に益田兼経に対して行われたもので、紛失状案文の中では独立した一文書として扱うべきものである。これに対して「十一」の解は、兼経（高）の子兼季が三代將軍実朝の執政開始にあたり、当知行の安堵を求めたものである。

益田兼見は当初、「八」とその末尾の兼経（高）への外題安堵と「十」の三通を復元した。頼朝時代の範頼・義経下文と頼家時代の兼経への外題安堵という位置づけであったが、これでは不十分であったため、Bの六通（＋外題安堵）が作成された。これは編年順であったろう。

ところが、Bには兼高が単独で所領を安堵された「十」が含まれてお

らず、外題安堵が兼経（高）に安堵した形となっていることに矛盾すると考えたのであろう。そこでBにAを加えて、貼紙に付した朱の番号のように、兼栄・兼高父子、兼高、兼季の順に並べ変えた。この前段階では「朱三」の末尾に外題安堵があるのと同様に「朱四」の末尾に外題安堵があった。それを再度並べ換える際に、紙の切断と新たな紙継がなされた。

ところが、「朱八」の外題安堵とした場合は、「朱八」が兼季解決案でありながら、外題安堵の内容は、兼季の父兼経（恒）の解に任せて兼経の知行を安堵しているという問題が出てくる。紛失状案文そのものが、失われてしまった原文書を残された系図等の情報に基づき復元したもので、間違いを含むといえればそれまでだが、可能な限り正確に復元しようとしたものであろう。

以上の点に関係するのが、永徳三年八月一日祥兼（兼見）置文（益田）八五三の冒頭で、「祥兼本領等者、先祖兼栄・兼高父子元暦以来、帯三代將軍家安堵御下文所領也」と述べていることで、この段階では現在の配列になっていた。

福田氏は主題ではないと断りながら、御神本氏の惣領は益田氏ではなく三隅氏であったことを主張された。これが正しければ、一旦は益田兼季が兼高領のほとんどすべてを継承している「十一」には大きな問題があることになる。氏は伊甘郷の主要部分を、鎌倉時代には三隅氏が支配していたと理解された。ところが、三隅兼信の娘阿忍は亡父兼長の遺領の配分として伊甘郷を支配しており、正和二年一二月八日阿忍寄進状（安国寺旧蔵文書、『国苑掌鑑』）にみえる福園寺領は、伊甘郷全体に及んでおり、福田氏の説かれた三隅氏惣領説は成立しない。

範頼下文では「高津」までの部分が兼高父兼栄領と記され、「千代末名内」以降が兼高領となる。これまでは「千代末名内小石見郷」と解釈

されているが、「千代末名内」と「小石見郷」とに切り離して考えるべきで、伊甘郷内の在庁別名の一つである「千代末名内」との意であり、兼高は伊甘郷の支配の一部を認められていたことになる。

元暦元年の一ノ谷合戦直後の段階では伊甘郷そのものは、占領軍たる幕府の管理下におかれ、翌年の壇の浦合戦後に全体が兼栄・兼高父子に与えられたのであろうか。この点も兼栄・兼高父子の御神本氏内での位置を考える材料となる。なお「千代末」に関しては邑智郡に「かハへのちよまつ」（後の都賀郷）がある。

範頼下文にみえる所領は、益田兼季が継承した後に、二人の弟に分与された。「周布五四三」は「御神本氏系図」というべきもので益田氏の兼時までの所領について記している。兼季までは紛失状案文にそつた形であるが、三隅氏・福屋氏領と兼時領をまとめて記しているものはこれのみである。また、「三隅家畧系」と「福屋家畧系」にもそれぞれの所領が記されるが、基本的に「周布五四三」のものとは一致する。さらには、「周布氏系図」には周布氏と兼時の次子兼久の所領に関する記述がある。兼久は当初兼時領の飯田郷と宅野別符を譲られた。それが兄兼長の死により益田氏惣領となり、兼長の後家阿忍が譲られた伊甘郷と益田庄内弥富以外は兼久領となった。これに基づき（表2）を作成した。また貞応二年（一二二三）三月日石見国中庄公惣田数注文写（『益田』八六一）に基づき、御神本氏領の（地図1）を作成した。

建長七年（一二五五）三月一五日夜条時頼書状案（『益田』八二―一）にみえる益田庄内乙吉・土田村地頭乙吉小太郎兼宗は「兼」をその名に付けているように御神本氏の一族であるが、益田兼季から始まる益田氏一族ではない。同様の一族は他にも存在し、益田氏一族ではないが御神本氏一族ということで、益田氏一族との間に婚姻関係や養子関係を有した。

益田氏一族でも、その支配する所領名を記した系図が作成されていたと思われ、紛失状案文の所領を系図に写したというよりは、文書原本や忠実な写が失われた中で、残された系図の記載に基づいて紛失状案文の所領名が記されたのではないか。系図は代々書き継いだり、全面的に更新されるが、所領名が変われば変更されたはずである。

以上、紛失状案文にみえる益田氏領について、新たに確認できた系図の情報を併せて検討し、利用する際には個々についての確認は必要であるが、基本的には事実に基づくものと考えてよいという井上氏の説を確認することになった。残された問題は、系図には三隅氏・福屋氏・周布氏領として紛失状案文にはみえない所領が記されていることである。

4 平安末〜鎌倉初期の益田氏

紛失状案文にみえる所領や系図の記載により、平安末〜鎌倉初期の御神本氏は石見国衙の最有力の在庁官人であったと理解されてきた。また御神本氏が本拠としたのは御神本大明神が所在した伊甘郷であった。それが系図によると治承・寿永の内乱で源氏方となってその所領を安堵された兼高の代に、本拠を益田に移して「益田氏」を名乗るようになったとされる。

一方、近年西田友広氏は、石見国には中部から西部にかけて所領を支配する御神本氏を中心とする勢力と、東部を中心とする勢力が存在し、多数派である前者が源氏方となってその所領を安堵されたのに対して、後者は平家方となって没落し、その跡に東国御家人が多数地頭として入部したとの仮説を提示された¹⁵⁾。

ここで問題となるのは、なぜ兼高がそれまでの伊甘郷から益田庄に本拠を移したのかという点と、一人で西部から東部に及ぶ広大な所領を得たのかという点、さらには「こんのすけかねたか一人ぬけいて々、御か

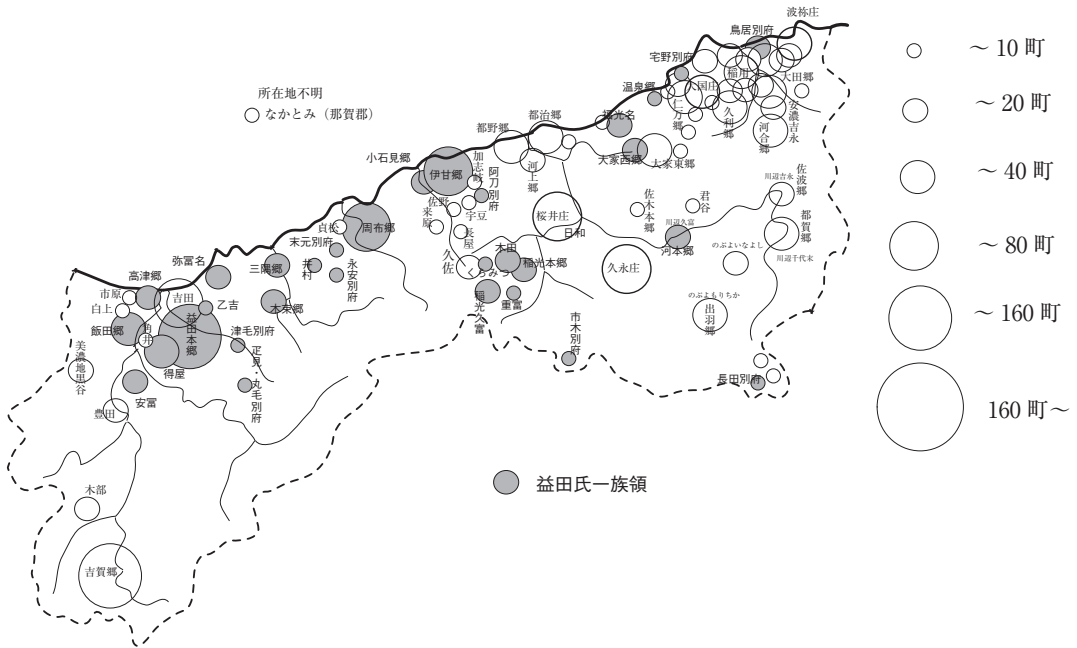
表2

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	a	b	c	d	e	f	g	h	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27				
兼恒(高)	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○								
益田兼季	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○					○					○	○	○	○	○	○	○	○							
三隅兼信		○	○															○		○																○			
福屋兼廣				○	○	○		○																															○
益田兼時									○	○		○		○				○				○	○			○	○												
周布兼定																											○						○	○				○	
	阿部郷カ				追原カ				久富カ																				吉光名				吉高名						
										河本郷カ																													
										非益田氏領カ																													

*は兼栄・兼高の所領としてみえるもの。

a～hは益田庄の内部の所領単位

無印は兼栄・兼高の所領にはみえないもの。



地図1

「たにまいり」(紛失状態)という記述との整合性である。最初の問題は益田庄の成立と関係してしよう。益田庄の史料上の初見は治承四年(一一八〇)五月一日の皇嘉門院惣処分状(九条家文書、平安遺文三九一三)である。藤原忠通女子で崇徳天皇の皇后となった皇嘉門院が、弟兼房に譲渡した所領の一つに「いわみますた」がみえる。久安元年(一一四五)に石見国は摂関家藤原忠通が知行国主となり、しばらくはその関係者が国主となっている¹⁶。その中に源国保(一一四六〜五三)と源季兼(一一五三〜五七)がいた。後者の季兼は豊後守・対馬守・石見守を歴任する一方で、能登国若山庄(皇嘉門院領)な

ど各地で摂関家領の立券にあつたことで知られている。⁽¹⁷⁾

季兼女子は日野資長との間に兼光を生み、若山庄領家職は兼光からその子へと継承され、日野家領となっていく。系図で益田氏の祖とされる国兼の従兄弟にあたる実光の子が資長である。益田氏が国兼を藤原氏系図の中に位置づけた際に、季兼との関係も影響し、益田氏一族が「兼」の一字をその名に付けるのも季兼との関係であろう。

益田庄に隣接する長野庄や摂関家領大家庄については「国」の一字をその名に付ける人々の存在が目立ち、石見国司源国保との関係がうかがわれる。⁽¹⁸⁾ 国保は村上源氏の一族雅国の子であるが、母は同族の師俊の娘で、師俊の子師国は雅国の子公国を養子にしている。また、保元の乱で敗死した藤原頼長の子兼長の母も師俊の女子である(『尊卑分脈』)。国保も摂関家との関係を背景に石見国守になり、その時期に長野庄の立券がなされたと思われる。

一方、長野庄は崇徳上皇や藤原頼長・源為義等の霊を慰めるために後白河院によって建立された粟田宮領としてみえるが、やはり本来は摂関家領で、保元の乱で藤原頼長が敗死したため没収され、後に粟田宮が建立された際に、後白河により寄進されたのではないか。

「周布五四三」には長寛二年(一一六四)正月に兼栄が長野庄内高津郷下司に補任されたと記されている。乙吉氏も「乙吉郷下司」とみえ(貞応二年九月二六日預所某下文案、長府毛利家文書、鎌倉遺文三一六一)、本来、公領であった複数の所領が寄進されて成立した長野庄の各所領の管理者が下司と呼ばれるのは問題がない。

この長野庄には建武政権下で石見国守護となつた高津郷の高津氏や、飯田郷を拠点とする虫追氏、吉田郷の吉田氏、得屋郷の得屋(岩田)氏などが南北朝期に活動している。⁽²⁰⁾ これに貞応二年(一一二二)五月二五日の関東下知状(『益田』四)で益田季兼と飯多(田)郷をめぐって対

立した掃部助仲廣の存在を併せて考えると、長野庄内の所領については、益田氏に対して競合する在地領主が多数存在したことがわかる。兼季は「三代知行」と幕府から度々地頭として安堵されてきたことから勝訴したが、三代知行とは「兼栄―兼高―兼季」となり、兼栄の代に益田氏が長野庄内の所領に対する權益(下司)を得たことが確認できる。

ただし、高津郷については兼栄・兼高領には見えても、兼季領には見えず、この間に高津氏(国御家人か)の権利が認められた可能性が高い。仁治三年(一二四三)四月二五日関東下知状(新出周布文書)には、

嘉祿三年一〇月に益田氏惣領兼時が周布兼定に周布郷・安富郷・鳥居郷を譲った際に「六代相伝文書者手継之間不及割分」とみえる。六代とは「国兼―兼実―兼栄―兼高―兼季―兼時」を示すと考えられる。安富郷は長野庄内であり、安濃郡鳥居郷については明らかではないが、周布郷(吉高名)が国兼以来の支配であることは確実であろう。国兼以来の所領は、益田氏惣領が支配する所領と一括して安堵されていたため、文書原本を周布氏に渡すことはできなかった。

ここから国兼の代に複数の所領に対する権利を獲得したことがわかる。国兼からその子へ継承される際に、所領の分割がなされたはずであるが、「鈴木氏本」を除けば、国兼の子としては兼実のみ記されている。

問題は、兼実(兼真・季兼)の活動した時期である。国兼が一二世紀初めに活動したとすると、兼実は一二世紀半ば頃まで、その子兼栄は一二世紀後半の活動となる。ただ、問題となるのは、前に述べた石見国司源国保・源季兼と国兼とその子兼実(兼真・季兼)の関係と、兼実と一の谷合戦に石見国から参加した武士「安主大夫」との関係である。

御神本氏から益田氏への転換の背景に、それまでの石見国衛の所在する伊甘郷を支配する惣領家(兼実)に代わって、新たに益田庄、長野庄などの石見国西部を拠点としてきた一族(兼栄・兼高)が御神本氏惣領

となったことを指摘したい。

永安兼員はその姉良海との訴訟の中で、永安別符の支配は「曾祖父三隅左衛門尉兼信以来迄于兼員数代相伝、当知行于今無相違⁽²¹⁾」との認識を示している。兼信領は元来父兼高領であるが、一旦は兄兼季に譲られた所領の一部を分与された形となっている。この点は益田兼時領が弟周布兼定に譲られたのと同じであるが、益田氏（兼時母慶阿は兼定の実母でもあったが、兼定の後継者となった弟兼正は異母弟であった⁽²²⁾）の側ではその三箇所は益田氏の所領であるとの意識が強く、兼時の次子松房丸を周布氏に養子に入れるという形でこれを確保しようとしたのであった。その意味で、狭義の意味での益田氏の成立は兼高ではなくその子兼季の時点であると考えたい。

益田氏の成立を兼季の代とみることに、乙吉氏のように「兼」をその名に付けながらも、益田氏との直接的関係が何れもない一族の存在についても説明が可能となる。乙吉氏は益田庄の成立時から兼栄・兼高までの間に分割相続により分かれた一族であると思われる。国兼から兼高にいたる四代には、「鈴木氏本」を除けば庶子や女子に関する記述は一切無いが、実際はいたはずであり、分割相続が行われたと思われる⁽²³⁾。

5 鎌倉中期の益田氏

西国社会では承久の乱が大きな影響を与えたが、石見国ではやや事情を異にしていた。石見国守護であったと推定される佐々木廣綱（定綱嫡子）は後鳥羽方となったが、知行国主源（土御門）定通は後鳥羽方である一方で、北条義時の娘を妻としており、乱への関与も弱く、石見国内の領主が所領を没収されるケースは限られていた。

承久新恩地頭として従来確認されているのは、長野庄内豊田郷・那賀郡貞松名の内田氏、長野庄内美濃地・黒谷郷の波多野氏のみであるが、

「藤原氏越生家畧系」により、那賀郡宇豆の越生有政（群書類従本「武蔵七党系図有道」では「有基」となっているがその前後の人名は一致）を付け加えることができる。有政は那賀郡来原別符地頭田村資盛の子であったが、武蔵七党児玉党の武蔵国越生郷地頭有平女子と結婚し、越生郷内岡崎村を譲られ、岡崎氏を称していた。それが承久の乱に参陣し、那賀郡宇豆（貞応二年石見国大田文では田数三町八反半）を勲功の賞として獲得している。

有政が東国御家人の養子に入り、実際に東国へ赴き、承久の乱で勲功をあげていることからすると、従来石見国御家人とされてきた来原別符田村氏は鎌倉初期に石見国に入部した東国御家人と考えざるべきであろう。なお、武蔵七党の一つ西党の日奉氏（藤原道隆の孫宗頼を祖とする）一族に、平安末〜鎌倉初期の人物として「田村盛忠」がみえる⁽²⁵⁾。

田村資忠の子有政は越生郷岡崎村を本拠としたが、有政の孫女子（経氏子）が周布兼宗と結婚し、その子が一四世紀半ばに反幕府方として活動した周布兼氏であった。当初、兼宗は後室の子兼長を後継者としていたが、後に兼長が異母兄兼氏に惣領の地位を譲った（萩岡周布）。

一方、経氏の子（女子兄弟）光氏は那賀郡加志岐別府（有福）五分一を得た伊豆国御家人狩野貞親と岡崎村を交換し、加志岐別府一分地頭として石見国内で活動するようになる。加志岐別府は石見国御家人伴氏の所領で、建治元年（一二七五）に後家・庶子分五分四と惣領分五分一に分割相続されていた。その惣領分が幕府に没収され、狩野貞親に与えられた。次いで狩野氏が後家・庶子分にも介入したため、伴氏側との間で訴訟が開始され、その後、狩野氏は加志岐別府を武蔵国岡崎村と交換している⁽²⁶⁾。後任の越生氏は有政が来原別符地頭田村氏の出身で石見国内に足掛かりを有し、光氏姉妹の女子は周布兼宗と結婚しており、伴氏による所領回復は困難となったであろう。

周布氏と越生氏の婚姻は、後に周布氏と越生氏の姻族田村氏を接近させた。周布兼氏は三隅兼寛女子を妻としたこともあって南北朝動乱期には反幕府方であることが多く、「周布氏系図」には父兼宗が延元二年(一二三三)に南朝から石見国守護に補任されたことが記されている。また兼氏女子は吉川経兼と結婚し(経兼は貞和五年以降反幕府方に転じる)、兼氏の後継兼仲は田村盛泰女子と結婚している。

貞応二年(一二二二)六月二日には藤原兼定に対して大宅庄内福光村地頭職の当知行安堵の関東下知状が出されている(新出周布文書)。「周布氏系図」では祖父兼高(恒)から正治年間に「福光郷地頭職」を与えられた兼定が入部して「福光郷雑掌」に城を構えたとする。福光郷は周布兼定の養子(異母弟)兼正から女子に譲られるが、「系図」はそれについても「福光郷雑掌之地」との表現をしている。

これは永仁三年(一二九五)一月六日六波羅下知状写(萩岡周布、鎌倉遺文一八九三九)の「福光郷雑掌地頭兼継」からくる誤解である。すなわち、雑掌と地頭兼継の間で裁判が行われたことに関する文書から、兼継を福光郷雑掌の地頭と解釈したのである。また、貞応二年の福光郷安堵の前提として祖父からの譲与と解釈したのである。ところが、祖父兼高の所領に福光村(郷)は含まれていない。

「三隅家畧系」には同様に正治年間に兼恒が子兼信を益田庄納田郷三隅城に居住させたと記す。また、「福屋家畧系」には年次を示さずに、兼廣が当初日和郷福屋に居住して福屋氏を称したが、後に阿刀郷内音明に移ったと記す。

三隅兼信は寛元四年(一二四六)、周布兼定は延応元年(一二三九)に死亡している。周布兼定の同母兄益田兼時は建長二年(一二五〇)三月の時点で「益田権介跡」(『吾妻鏡』)とあり、この時点までには死亡していた。これに四人の子孫の活動時期を勘案すると、四人はいずれも

一二世紀末から一三世紀初め頃の生まれであり、正治年間には一〇才前後かそれ以下であった。よって正治元年に兼定が祖父兼季から福光郷を譲られる可能性は低い。

周布兼定が兄兼時から周布郷・安富郷・鳥居郷を譲られたのは嘉禄三年(一二二七)一〇月であり、これに福光郷を含めた四箇所の知行を幕府が安堵したのは翌安貞二年(一二二八)二月であった。²⁷⁾「三隅家畧系」には貞応三年六月二〇日関東下知状(新出周布文書)による兼時以下に対する故兼季領相続の安堵を受けて、嘉禄三年一二月に三隅氏領が安堵されたことを記す。「福屋家畧系」には関連記事がないが、三隅氏と同時期に安堵がされたのだろう。

「周布五四三」には「貞応三年二月一日」に兼季が死亡したと記す。前述のように同年六月二〇日に「故兼季」とみえてその死が確認でき、信頼のおける情報である。当時兼季は五〇才前後と推定され、出家をしていない点と前年五月の安堵状からみて、その死は予期せぬものであったと考えられる。

貞応三年(一二二四)の兼季の死から嘉禄三年(一二二七)の兼季領の配分までの間に三年かかったことも、その裏付けとなる。兼信・兼廣・兼時・兼定といった成年に達した人物への配分と、未成年であった兼定同母弟兼直(三隅兼信女子と結婚し、末元別符を継承)と異母弟兼忠(丸毛別符を継承)・兼明(後には兼正)の処遇の決定などに時間がかかったであろう。

これまでは一部の系図によるしかなかったが、兼季領が弟兼信・兼廣と嫡子兼時以下の子に配分されたのは嘉禄三年のことであった。これにより、従来の御神本氏が益田・三隅・福屋の三家に分かれる形が確定し、それぞれが独立した御家人として扱われ、惣領制は三家の内部で機能することとなった。

兼季領は以下のように配分された（周布五四三）。

益田兼時・益田郷・東山道郷・北山道郷・弥富名・伊甘郷・小石見郷・

河本別符・宅野別符・匹見別符*・津毛別符・得屋郷・飯

田郷

三隅兼信・納田郷（井村を含むカ）・小弥富・木束郷・永安別符・末

元別符

福屋兼廣・阿刀郷・阿部郷（稲光久富）、大井原、市木郷（これに日

和郷と大宅西郷もあり）

周布兼定・周布郷・安富別符・鳥居郷（これに福光村もあり）

丸毛兼忠・匹見丸毛別府*

* 匹見丸毛別符の内、匹見が兼時領、丸毛が兼忠領となった。

仁治二年（一二四一）以前に三隅兼信は嫡子兼村に四ヶ所を譲った。

益田庄内納田郷・小弥富と木束郷・永安別符であろう。一人の女子に末

元別符を譲り、益田兼季の子三男兼直（三郎兵衛尉）を養子に迎えた（三

隅家畧系）。もう一人の女子（阿忍）は益田氏惣領兼長と結婚している。

それが晩年に兼祐（乙法師丸）が生まれたため、兼村領から、永安別符

と益田庄納田郷内小弥富・浦等を分与した。²⁸⁾

福屋兼廣は、当初邑智郡内日和郷（桜井庄内）と邇摩郡大家西郷（大

家庄内）を支配し、日和郷を本拠としたのだろう。この間の事情は明らか

ではないが、それは父兼高や兄兼季以外からの相続（養子を含む）で

あった。それが兄兼季の死に伴い新たな所領配分を得て、その中心に位

置する阿刀別符内の音明に拠点を移したのではないか。同様に、周布兼

定も当初の福光郷に、父兼季の急死に伴う所領配分により、三方所を所

領に加え、その中の最大所領周布郷を本拠としたのだろう。

6 御神本氏内部の関係

御神本氏の中から益田氏を惣領とするグループが誕生したが、それ以前に分かれていた一族（非益田氏系御神本氏）も存在し、御神本氏内部で婚姻関係が結ばれていた。

益田兼時嫡子兼長と三隅兼信女子（阿忍）、益田兼季の子兼直と三隅兼信女子、周布兼正女子と福屋兼仲子兼継の結婚についてはすでに述べた。それに加えて、三隅兼信次男永安兼祐と福屋兼廣女子（良円）の結婚について述べたい。

永安兼祐の妻良円については、福屋氏が滅亡し、関係系図の情報が乏しいこともあつて、管見の範囲では、良円が福屋氏一族であること記した系図原本を確認できていない。石見吉川氏研究の中で、良円が福屋氏二代兼仲の子であることが述べられてきた。²⁹⁾

ところが、兼仲の子で周布兼正女子の養子となった兼継と比較すると、良円の活動年代には一世代分以上のズレがある。兼継は永仁三年（一二九五）に福光郷地頭としてみえ、「周布氏系図」によると延文四年（一二五九）に死亡しており、文永末から建治年間（一二七〇年代後半）の生まれであろう。また、「福屋家畧系」では兼廣に女子二人、兼仲に女子一人を記すが、兼仲の子で大家西郷内井田を譲られた兼保は「嘉元二年（一三〇三）に大畠地頭となり「大屋」と称したと記す。

一方、良円は弘安五年（一二八二）の時点で、孫（まごやき）が誕生しており、仁治三年（一二四二）に父三隅兼信から所領を譲られた「乙法師」（夫永安兼祐）とはほぼ同時期の生まれであろう。

良円が福屋氏出身であることを示すのは、その孫・曾孫の所領である。元弘三年九月一七日石見国宣案（吉川家文書、鎌倉遺文三三二五六九）により良円の孫良海代経貞が当知行の安堵を受けているが、その所領の中

に岩地村があった。また、康永三年（一三四四）に良海の嫡子であった（後に義絶される）経貞は娘法寿御前に「ふくやのくらみつミやうのうちゆわち」を譲っている。³² 現地には「岩地谷」の地名が残されているが、この福屋くらみつ名内岩地は、良円をへて良海に伝えられたと考えられ、良円が福屋氏出身であることを証明するものである。

これに対して、大家西郷内津淵村については良海の所領であることが確認できない。ただ、良海の庶子経兼（経明）が康永二年（一三四三）八月日吉川経明軍忠状（吉川家文書、南北朝遺文二二八九）以降、津淵村地頭であることは確認できる。

良海の子としては嫡子孫太郎経貞と庶子次郎三郎経兼の二人が確認できるが、系図では女子もいた。経兼は「次男」と呼ばれ、経貞は正慶二年（一三三三）段階で娘法寿御前に所領を譲っており、³³ 経兼の兄となる。一方、良海が元徳三年（一三三一）に「吉川左衛門太郎」に永安内大塔を譲った際に、経兼・兼貞とともに「経任」が署判を加えている。³⁴ その後、貞和五年（一三四九）八月に良海は、永安別符内石井谷を孫吉川三郎兵衛経連に譲っている。³⁵ この人物は貞和七年六月一日良海置文（吉川家文書、南北朝遺文二〇四五）では「吉川左衛門三郎兵衛」と呼ばれていることから、永安別符内大塔を譲られた「吉川左衛門太郎」の弟となる。

以上から考えられるのは、経任は「吉川左衛門」であり、良海女子と経任の間に生まれたのが「太郎」と「三郎経連」であろう。良海が孫に所領を譲った際に、良海の二人の男子と並んで、左衛門太郎の父経任も署判を加えたのだろう。

この点について、「竜雲寺本」は良海の子として経行と経兼を、そして経行の子として左衛門尉光経と掃部助光連を記している。前者は貞和六年八月二三日足利直冬下文（吉川家文書、南北朝遺文一八七七）によ

り「津毛新左衛門尉跡」伯耆国久期御牧半分を与えられている吉川次郎左衛門尉光経である。嘉慶三年（一三八九）吉川しんてん讓状（吉川家文書、南北朝遺文五二四三）では祖母良海の譲りに任せ、永安別符内石井谷を娘甲斐御前に譲っている。祖母良海から石井谷を譲られたのは吉川左衛門三郎兵衛経連に他ならない。この経連と光連が同一人物であろう。

これに対して「石見吉川氏系図」（田村紘一蔵）では、良海の夫吉川経茂の子として女子（夜叉熊）、経任、経兼を記し、経任の子経世（次郎左衛門尉光経）の子孫が石見吉川氏となる。

「竜雲寺本」の「経行」を「経任」の誤写として両者を併せて考えると、良海（経茂）女子の婿が経任となる。田村氏本では女子と経任の両者を記しているが、「竜雲寺本」では女子の情報を省略し、経行（任）のみが残ったのだろう。「竜雲寺本」が良海嫡子であった経貞を記さないのは義絶したからであろう（その子法寿御前には所領を譲っている）。

吉川経兼領であった津淵村は、経兼の子孫が安芸国へ本拠を移すと、経世系の所領となり、康暦二年二月二七日足利義満御判教書写（吉川家文書、『吉川家文書』三五）により吉河雅楽助（経世子経氏か）が大家西郷内津淵村地頭職を相伝に任せ安堵されている。「相伝」とは吉川経兼が津淵村地頭となる前に、祖母良円が良海女子に津淵村を譲っていたことであろう。女子の子は「左衛門太郎」と、「次郎左衛門尉光経」、「吉川三郎兵衛経連」がいた。観応の擾乱以前に石見国で南朝方となった国人には任官している例が多いが、幕府方であった国人には少ない（益田次郎兼世、吉川次郎三郎経兼のように任官なし）。津淵村は幕府により没収され、同族の経兼に与えられた可能性が高い。

以上のように、良円は福屋兼廣女子としてくらみつ名内岩地と大家西郷内津淵村を譲られた。そして永安氏における兼員と姉良海の相競争い

で、良海への譲りを悔い返して兼員を永安氏惣領とした代償措置として、良海とその女子にそれぞれくらみつ名と津淵村を譲ったのではないか。⁽³⁶⁾

7 益田氏惣領の所領没収

益田兼時は小笠原太郎長経女子を妻とし、小笠原氏との関係を強めた〔周布五四三〕。兼時の跡は長子兼長（兼経）が継承した。そして『譜録』系では兼長と次子兼久の間の女子に「小笠原四郎長親妻」と記す。これに対して、益田氏のより古い情報を残す「御神本三隅系図」では、兼時女子二名にそれぞれ「温泉」・「河本」と記す。二人の女子が温泉郷と河本村を譲られたか、それを支配する領主と結婚したかのいずれかであろう。河本村は兼時領としてみえるので、前者の可能性が高いが、温泉郷は兼恒（高）領としてはみえるが、兼季以降はみえず、兼恒（高）から温泉郷を譲られた子の家に嫁いだのであろうか。これに対して「石見小笠原氏系図」は長親が益田兼時娘と結婚して河本郷を得たと記す。⁽³⁷⁾

「竜雲寺本」は兼長女子に「兼胤妻・兼弘母」としるした上で、この女子が兼胤により女捕の被害を受け、その罪科で兼胤は伝領を収公され、召人として三浦介に預けられたことを記す。その一方で兼長の子次郎法師丸に「為小笠原養子」と記し、兼長が母の実家小笠原家から養子を迎えていたことも記す。

小笠原氏から益田氏への養子としては、小笠原長氏の子に「丸毛兼頼」を記している（群書類従本「小笠原氏系図」）。さらに同じ兄弟に「津毛経氏」もあり、益田氏領であった津毛別符が小笠原氏領となっている。⁽³⁸⁾そして長氏の孫で信濃国守護となった貞宗は建武三年（一三三六）には河本郷一方地頭であった。⁽³⁹⁾

益田氏惣領の所領没収を示す史料は建武二年二月後醍醐天皇綸旨

〔益田〕一八である。すなわち、綸旨は某（宛名が切り取られている）に益田郷・小石見郷・津毛別符・匹見別符を安堵している。この時点で建武政権が天皇綸旨で行うのは当知行安堵ではなく、本領安堵であった。⁽⁴⁰⁾すなわち、現在支配してはいないが、本来、益田氏の所領であるものが返されたのである。これにより益田庄の中心部益田郷（本郷）並びに小石見郷・津毛別符・匹見別符を益田氏が失っていたこと、その所領を得た人々が建武政権から所領を没収されたことがわかる。

この四ヶ所の本領安堵を受けた人物は、文書にわずかに残る墨の痕跡から益田氏惣領（益田次郎兼世）であった可能性が高いが、このうち小石見郷は建武政権下では三隅氏が支配している。⁽⁴¹⁾

問題は所領没収の時期であるが、永仁七年（一二九七）四月二四日六波羅御教書写（益田家譜録益田兼定家、『久留島科研』）によると、益田庄内乙吉別符地頭が益田本郷地頭を訴え、幕府が本郷地頭に説明を求めている。これにより当時の益田本郷地頭が東国御家人で、実際の支配は代官が当たっていたことがわかる。井上寛司氏は益田氏惣領が益田本郷地頭代であったと理解され、西田友広氏もその理解を引き継がれたが、古文書学的にはこの文書は利益を受ける乙吉氏側が残したものであり、益田氏ではない。⁽⁴²⁾益田氏惣領は所領である東山道にあり、そのため兼弘は御神本大明神を東山道に勧請した（祥兼置文）。

鎌倉幕府による圧迫を受けていた益田氏惣領も幕府の滅亡により本領回復の機会が訪れた。ただ、建武政権も短命に終わり、南北朝の動乱の中で、益田氏一族同士が幕府方と反幕府方に分かれて対立した。

建武二年（一三三四）七月一七日益田兼世文書紛失証状（『益田』一）により、益田兼弘の子兼世が宇地村地頭是阿の所領の確認を行っており、当時の益田氏惣領であることが確認できる。兼世は南北朝動乱後は幕府方として確認できる。建武三年には兼世の子次郎太郎兼行が大将と

して三隅氏らの立て籠もる河内城を攻めているが、嫡子は弥次郎兼忠であった。その兼忠は足利直冬の勢力が拡大した観応の擾乱期には反幕府方へ転じ、貞和六年一月十五日と貞和七年正月日の岩田胤時軍忠状〔益田〕八二―二八・二九に証判を加えている。次いで観応三年八月日俣賀致治軍忠状写(益田金吾家文書、『久留鳥科研』)によると兼忠の弟助次郎兼利が三隅信性とともに吉田郷内宮尾崎に幕府方を攻撃している。兼利は兼忠養子となり後継者となっている(『竜雲寺本』)。

このような中から益田兼見が登場する。正平一四年(一三五九)五月二日足利直冬書下〔益田〕二四により本領の守護使不入を安堵されている。「益田越中守」が兼見で、この段階では益田氏惣領となっていた。『譜録』等では、兼世とその子兼利が大谷氏に殺害されたことが記されており、兼忠が死亡し兼利が惣領となってまもなく、兼世・兼利父子が殺害される事態となったと思われる。その背景としては、幕府方への復帰などの路線対立であろう。

兼見は応安四年六月二四日請文〔益田〕二八の中で正和五年(一二三六)に阿忍から弥富名を譲られた三人の孫子が讓状を帯して知行してきたと主張している。兼見の父兼方がこの三人の孫子の中に入っていた可能性が高い。永安兼栄は嫡子兼栄を義絶したが、兼栄子良海には所領を譲っている。良海もまた嫡子経貞を義絶したがその子法寿御前には所領を譲っている。阿忍と兼弘の対立にかかわらず、兼弘の子たちは阿忍領の相続者の中から排除されなかった可能性が高い。

益田氏惣領となった兼見はその後、御神本氏一族ではいち早く幕府方に戻り、以後本領の回復にあたっていった。

おわりに

鎌倉期の御神本氏一族は源平争乱と承久の乱を乗り切り、益田・三

隅・福屋・周布氏に分かれた。それぞれが地頭に補任され、一族間の婚姻も活発に行った。一方では生き残りのため東国御家人との関係を強めたが、一三世紀末には益田氏惣領がその所領の大半を没収された。同様の例は他にもあったと思われる、南北朝動乱で石見国が反幕府方の拠点となる背景となったが、一時期を除き幕府方であった惣領家が兼見の代以降所領の回復にあたっていった。

〔註〕

- (1) 西田友広「石見益田氏の系譜と地域社会」(高橋慎一郎編『列島の鎌倉時代 地域を動かす武士と神社』、高志書店、二〇一一年)。
- (2) 福田栄次郎「石見国益田氏の研究―中世における領主制の展開とその特質―」(『歴史学研究』三九〇、一九七二年)。それまでの研究としては小林宏「石見国益田氏の領主制について」(安田元久編『初期封建制の研究』、一九六四年)があった。
- (3) 長谷川徳四郎「鎌倉期益田氏研究」のいくつかの問題」(『益田農林高等学校研究紀要』一三、一九八一年)。「御神本三隅氏系図」(『竜雲寺蔵』)により、福田氏が兼長系の南北朝初期の惣領とした「兼世」が兼見の父兼方の兄弟であることを明らかにした。
- (4) 原慶三「益田氏惣領制の再検討」(高根県中世史研究会報告、一九九二年)。ただし、「石見国中世武士団の一考察」(『研究紀要』第三〇号、島根県高等学校研究連合会、一九九四年)の中で、その概要を述べた。
- (5) 一九九四年、益田氏教育委員会。
- (6) 今回調査した系図の一覧表は紙幅の関係で割愛した。
- (7) 益田氏譜録については、「益田氏系図並伝記写」(益田都氏所蔵東大史料編纂所寄託、整理番号N5―3―1)によった。元文四年宗広公代家系并伝記差出の触により寛保二年三月に「御略系并伝記」三冊・「御書并御証文之写」七冊を城に提出したものの草案である。譜録についての研究としては、山崎一郎「萩藩元文譜録と永田瀬兵衛」(『山口県文書館研

究紀要』三六号、二〇〇九年)がある。

- (8) 宝賀寿男編『古代史族系譜集成』(古代氏族研究会、一九八六年)。ここでは同種の系譜を持つ「和邇氏族」は東海地方とその周辺に分布するとしている。これと益田氏一族で駿河に移住した一族との関係が注目される。また、『同集成』収録の埼玉県川越市の氷川神社の系図(鈴木真年編『百家系図』巻一四綾部)によると石見国から丹波国綾瀬部へ遷り、戦国期に川越に移住している。両者の関係を以下に示す。

常雄 ── 影材 ── 季継 ── 季兼 ── 末仲 ── 宗季 ── 国兼(益田)

└─ 影近 ── 富近 ── 吉長 ── 長信 ── 忠吉 ── 安吉(綾部)
常雄の子影材・影近兄弟から分岐している。綾部氏系図は影材までしか記さないが、益田氏系図は忠吉まで記す。綾部氏系図では、忠吉の子安吉に「播磨少目、平忠盛家人」と記し、その子安典が丹波国綾瀬庄下司となり、保元の乱で平清盛方に属して軍功をあげたとする。忠吉の父長信までは「美濃郡」政所」と記され、石見国で活動していた。その後一五世紀後半以降には丹波国の有力国人赤井氏の下に属し、永正二年に是則が武蔵国に移住している。なお、「石見周布系図」も柿本氏の子孫だとするが、益田氏のものとは違いがある(岡部忠夫編『萩藩諸家系譜』、琵琶書房、一九八三年)。

- (9) 萩市博物館所蔵の周布氏関係史料については、久留島典子「新出周布文書の紹介と考察」(同編『大規模武家文書群による中・近世史料学の統合的研究 ─萩藩家老益田家文書を素材に─』、科研報告書、二〇〇八年、以下では『久留島科研』)を参照のこと。

- (10) 近年の史料としての系図研究の成果としては、峰岸純夫・入間田宣夫・白根靖大編『中世武家系図の史料論』(上・下、高志書店、二〇〇七年)がある。そこでは鎌倉後期から末期に書写・作成された系図が掲載されているが、すでに女子そのものに関する記述はほとんどなく、あるいは母親に関する記述である。一方、出雲国で益田氏と同様の立場にあった朝山氏一族に関する「大伴氏系図」(東大史料編纂所謄写本)は記述内容から、一四世紀中頃までの成立であるが、ここでも女子そのものの情報はほとんどなく、あるいは養子を迎えて所帯を譲ったことのみである。

系図といっても、一族内の記録とさらには外部向けの記録という二種類が作成されていた可能性が高い。

- (11) 新出周布文書については久留島典子「新出周布文書の紹介と考察」(『久留島科研』)によるが、以下では「新出周布文書」とのみ記す。
- (12) 岸田裕之「安芸国人一揆の形成とその崩壊」、「芸石国人領主連合の展開」(同『大名領国の構成的展開』、吉川弘文館、一九八三年)。
- (13) 井上寛司「貞応二年石見国惣田数注文の基礎的検討」(『山陰史談』一八、一九八二年)。
- (14) 以下、益田家文書の刊行分は「益田」号数と、未刊行分は「益田」巻数 ─号数で表記する。
- (15) 西田氏前注(一) 論文。
- (16) 『台記』天養二年正月二六日条、『本朝世紀』巻三〇、三七、四七。五味文彦『院政期社会の研究』(山川出版社、一九八四年)。忠通のもとの最初の国司源清忠も村上源氏に属した。
- (17) 新川登龜夫「豊後守源季兼論」(渡辺澄夫先生古稀記念事業会編『九州中世史の研究』、第一法規、一九八一年)。
- (18) さしあたり西田前掲論文を参照のこと。藤原国保のもとで、久安三年石見国留守所下文(久利家文書、平安遺文二六〇二)により長房が久利別符司に補任されている。石見国に多く、且つ益田氏と関係の深い別符の初見史料で、この時期に石見国における領域的庄園制形成の画期があったのではないかと。
- (19) 建長八年九月二九日崇徳院御影堂所領目録(華頂要略、鎌倉遺文八〇四二)。
- (20) さしあたり原前注(4) 論文を参照。
- (21) 正中二年九月二日六波羅下知状案(吉川家文書、鎌倉遺文二九一八九)。
- (22) 「周布氏系図」ならびに「周布五四三」。
- (23) 清原氏は一一世紀前半には久利郷・仁万郷・雨河内郷を支配していたが、その後は所領の分割相続が進んでいる(久利家文書、『山口県史』史料編 中世四)。

- (24) 田中稔「承久京方武士の一考察」(『史学雑誌』六五―四、一九五六年)、同「承久の乱後の新地頭補任地(拾遺)」(『同』七九―二、一九七二年)、ならびに西田前掲論文。
- (25) 峰岸純夫「日奉氏小川系図」(前掲『中世武家系図の史料論』上)。
- (26) 徳治二年二月七日六波羅下知状写(有福八幡宮旧蔵文書、井上寛司「中世の江津と都野氏」、『山陰地域研究』三、一九八七年)。正和元年七月二八日狩野貞親和与状写(萩関周布、鎌倉遺文二四六―二六)。
- (27) 仁治三年四月二五日関東下知状写(新出周布文書)ならびに安貞二年二月六日関東下知状写(萩関周布、鎌倉遺文三七一―六)。
- (28) 仁治三年一月二日二六日三隅兼信讓状(吉川家文書、鎌倉遺文六一―四五)。
- (29) 田村絃一「石見福光不言城」(『城』一〇三号、関西城郭研究室、一九七八年)、「石見吉川家の成立について」(『歴史研究』五七―一、歴史研、二〇〇九年)。田村氏の研究については井上寛司氏の批判があるが(同「中世温泉津地域における領主支配の歴史的展開」、『温泉津町誌研究紀要』三、一九九二年)、そこで紹介されている系図は大筋では事実を反映しており、総合的な立場からの検討が必要である。
- (30) 福光郷地頭兼継については福屋兼仲の子としてのみ記すものと、それと同時に周布氏一族として記す系図がある。また前掲の永仁三年六波羅下知状写では、兼継が証拠として提出した福光郷文書の写と校合するため、原本の提出が周布氏惣領に求められている。井上寛司氏と西田友広氏はこれを根拠に周布氏の一族であるとされたが、福光郷は周布氏領であったので周布氏惣領に確認するのは当然で、兼継が周布氏である根拠にはならない。また、周布氏と記す系図が一部のみであるのに対して、福屋氏系図では必ず兼継を記している。このように所領を譲った女子に一族から婿養子を迎えることは、益田氏一族ではよく行われている。所領相続における女系(姻族)の視点がこれまでの研究には弱かった。
- (31) (弘安五年)永安兼祐置文(吉川家文書、鎌倉遺文一四六―九四)。
- (32) 康永三年八月一五日吉川経貞讓状案(吉川家文書、南北朝遺文一三五―六)。
- (33) 正慶二年二月三日吉川経貞讓状(吉川家文書、『吉川家文書』一〇五八)。
- (34) 元徳三年九月六日良海讓状(吉川家文書、『吉川家文書』一〇五七)。
- (35) 貞和五年八月一五日良海讓状案(吉川家文書、南北朝遺文二七四―三)。
- (36) 大家西郷井尻村を支配した井尻氏の関係文書は周布家文書の中に残されている。そのためか「周布氏系図」では兼正の子に兼家を記し、周布氏庶子系図でも同様だが、福屋兼仲子三郎太郎兼継と同様「九郎太郎」という仮名からすると、兼正の子ではない。さらに兼家の子兼忠(有)は福屋兼親女子を妻としたためか、「福屋家畧系」では女子とともに兼忠を兼親の子に記している。現状では、井尻氏は大家西郷を支配していた非益田氏系御神本氏で、福屋氏と密接な関係を持ったと考えたい。
- (37) 『三原丸山伝記』(平田家文書、東京大学史料編纂所謄写本)。
- (38) 群書類従本小笠原系図。この他に「小笠原別流丸毛家系譜」(『東大史料編纂所謄写本』「河毛系譜」所収、『大日本史料』六編一)がある。丸毛別符は小笠原氏出身の兼頼が養子として益田氏領を得たものであるが、津毛別符は一三世紀末に益田氏惣領が没収されて、小笠原氏一族津毛氏領となったのであろう。
- (39) 建武四年七月二五日小笠原貞宗代桑原家兼軍忠状(石見庵原家文書、南北朝遺文六三八)。貞宗代官とともに幕府方としてみえる「小笠原又太郎長氏」は河本郷一地方地頭で、石見小笠原氏系図に記す長氏と同一人物であろう。丸毛別符と津毛別符の関係と同様、貞宗分は益田氏惣領の所領没収によるもので、長氏分は兼時女子との結婚によるものか。
- (40) 小川信「南北朝内乱」(『岩波講座日本歴史』中世二、一九七五年)。
- (41) 建武二年七月二七日雑訴決断所牒(新出周布文書)。三隅氏による支配が後に益田氏と三隅氏が幕府方と南朝方に別れた原因か。
- (42) 乙吉氏の文書はこれ以外に、①原屋邦司氏所蔵文書、②益田家文書、③長府毛利家文書として残されている。一方「益田兼定家」の中世前期文書として永和二年閏七月八日室町幕府御教書写もある。後者は隣接する長野庄内得屋郷を支配した得屋氏が伝えた文書である。得屋郷を獲得する中で益田氏が得た文書が庶子家に分与されたものであろう。得屋氏

- の関係文書も益田家文書に含まれており、且つ、当該文書原本は下関歴史民俗資料館所蔵手鑑に含まれている。益田氏が得た文書が庶子家や毛利家（これが現在は長府毛利家文書や手鑑に分かれている）へ分かれていったことが確認できる。
- (43) 康永二年に比定できる十一月一三日益田兼世書状（石見俣賀文書、南北朝遺文一三二七）は、俣賀（内田）熊若丸の訴え（所領押妨）を承けて、幕府守護からの問に答えたものである。宛所の「松田将監」は守護上野頼兼の軍奉行であることが、康永二年正月九日益田兼見軍忠状（『益田』四六）からわかる。
- (44) 延元元年七月二六日内村兼茂軍忠状写（萩関周布、南北朝遺文四二六）。
- (45) 貞治二年七月二五日益田兼見讓状（『益田』八七六）。大内氏と相前後する形で幕府方に復帰するとともに、讓状を作成したのだろう。